

令和5年和光市議会12月定例会

提出議案の概要

和光市

諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担 当	企画人権課
<p>【目的】</p> <p>人権擁護委員の富澤隆司氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、引き続き、同氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>埼玉県和光市白子2丁目19番45号 富澤 隆司</p>	

諮問第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担 当	企画人権課
<p>【目的】</p> <p>人権擁護委員の田中朋子氏の任期が令和6年3月31日をもって満了となるため、引き続き、同氏を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>埼玉県和光市下新倉4丁目2番36号 田中 朋子</p>	

議案第82号 財産の取得について

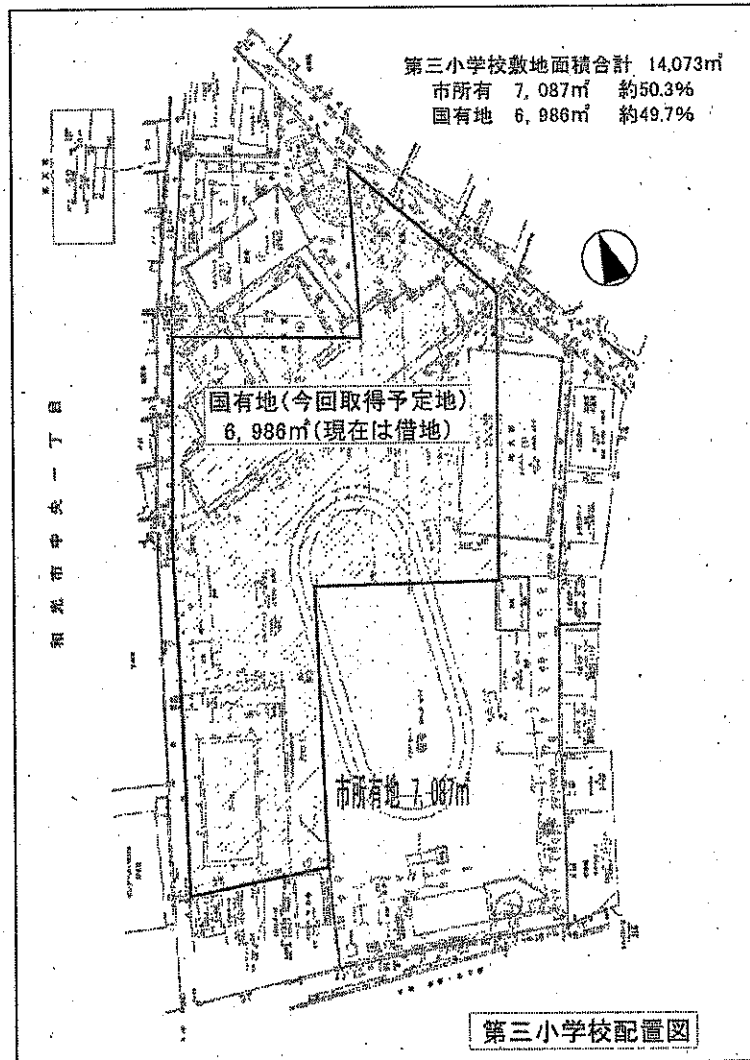
担 当 教育総務課

【目的】

和光市立第三小学校敷地内の国有地6,986.83平方メートルを取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものです。

【内容】

- | | | |
|----------|-----|-------------------|
| 1 取得する財産 | 所在地 | 和光市中央一丁目1674番3外3筆 |
| | 区分 | 土地 |
| | 面積 | 6,986.83㎡ |
| 2 取得価格 | | 785,545,000円 |
| 3 契約の相手方 | | 国（財務省関東財務局） |



議案第83号 広沢複合施設整備用地の想定外地下埋設物撤去等の和解について

担 当 資産戦略課

【目的】

広沢複合施設整備に際し、国より取得した用地において発見された想定外地下埋設物撤去等費用に係る損害賠償請求に関し、和解をするものです。

【内容】

1 和解の相手方

関東財務局長

2 事案の概要

(1) 対象物件 所在地 埼玉県和光市広沢2600-5
区分・数量 土地・2,999.84㎡

(2) 事案の内容

平成31年1月31日付関財統5契第64号で締結した国有財産売買契約により取得した上記(1)の用地について、広沢複合施設整備事業において敷地全体の整備を行ったところ、国が提示していた地下埋設物の他に想定外の地下埋設物の存在が明らかになり、当該地下埋設物の撤去処分費用並びに想定以上の掘削に伴う地盤改良費用（以下「処分等費用」という。）を国に請求しました。

3 市の損害賠償請求

本件損害は、上記契約に係る国有財産売買契約書第8条（瑕疵担保）の規定に基づき、国（売出人）に損害賠償義務があると判断し、市（買受人）が国に処分等費用相当額の損害賠償請求をしたものです。

4 損害賠償額について

市が国に提出した本件損害賠償についての資料を、国が積算検証した結果、損害賠償額は、金29,504,971円でした。

【施行期日】

議決後

議案第84号	損害賠償の額の決定及び和解について
担 当	長寿あんじん課
<p>【目的】 さいたま地方裁判所令和4年（ワ）第1091号国家賠償請求事件について、損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求めるものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 相手方 埼玉県和光市丸山台2丁目11番25-308号 大澤 秀夫</p> <p>2 事案の概要 和光市に対し、当該公権力の行使に当たる公務員であった東内京一元職員が、相手方及びその配偶者に対し、横領ないし窃盗行為を行ったことについて、国家賠償法第1条第1項に基づき和光市に損害賠償請求されたものです。</p> <p>3 損害賠償額について 金48,700,000円</p> <p>4 支払期日 相手方に対し、損害賠償額を令和6年1月10日までに支払います。</p>	

議案第85号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

令和5年人事院勧告を受け、当市においても人事院勧告に準拠した職員給与の改定等を行うため、この案を提出するものであります。また、同条例に規定される会計管理者の職務の級を見直すなど所要の改正を行うものです。

【内容】

主な改正の要点

(1) 給料表

令和5年人事院勧告に準じて給料表を改正します。

(2) 期末・勤勉手当の支給割合

令和5年人事院勧告に準じて、期末・勤勉手当の支給割合を年間で0.1月分引上げ、年間支給割合を4.5月（再任用職員については年間で0.05月分引上げ、年間支給割合を2.35月）とします。

(3) その他

会計管理者の職務の級について、これまで次長級であったものを部長級に見直します。

【施行期日】

公布の日及び令和6年4月1日

議案第 86 号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保険年金課

【目的】

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定を令和5年9月定例会に上程し追加したが、規定の一部について条例改正例が示されたため、この内容に沿って改正するもの。

【内容】

出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第二十四条の三十の五に定める場合には、出産した日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

今回の改正は規定の解釈の明確化や体裁を整えるもの。

【施行期日】

公布の日

議案第87号	和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	ネウボラ課

【目的】

子ども医療費助成制度における市税等の完納要件等を撤廃することに伴い、条例について所要の改正を行うものです。

【内容】

和光市子ども医療費助成に関する条例について、市税等の完納及び申告要件を撤廃し、和光市乳幼児医療費助成に関する条例及び和光市子ども医療費助成に関する条例の規定を整理するため、条例の一部改正を行います。

【施行期日】

令和6年4月1日から施行する。

議案第88号	和光市まちづくり条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	建築課

【目的】

和光市まちづくり条例について、家族向け住戸の設置及び集合住宅の管理に関する規定を設けるとともに、技術的基準についての所要の改正を行うものです。

【内容】

- 1 家族向け住戸の設置に関する規定（第45条の2第1項）
戸数が50以上の集合住宅の建築を行う場合、規則で定める基準により、家族向け住戸（専用面積が50㎡以上の住戸）を設置することを義務付けます。
- 2 集合住宅の管理に関する規定（第45条の3第1項）
戸数が50以上の集合住宅の建築を行う場合は、その建築物又はその敷地内に管理人室を設置するとともに、管理人を駐在させることを努力義務として求めます。
- 3 境界杭に関する規定（第37条の2第2項、第48条の10第2項）
開発区域に設置する境界点は、規則で定める基準により設置することを義務付けます。
- 4 給水装置に関する規定（第35条第1項、第2項、第48条の8第1項、第2項）
開発行為等を行う区域の規模、地形、建築物等の用途等に応じて、水道水を安定的に供給できる能力を持つ構造により整備することを義務付けます。

【施行期日】

令和6年4月1日

議案第89号	和光市水道事業給水条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	企業経営課

【目的】

健全な経営の元で適切な事業運営を行うため、適正な料金水準を検討した結果、料金改定を行う必要が生じたことから、水道料金の見直し等の一部改正をするものです。

【内容】

第5条関係

(水道利用加入金)

(税抜き)

改正後		改正前	
水道メーターの口径	加入金の額(1水道メーターにつき)	水道メーターの口径	加入金の額(1水道メーターにつき)
13ミリメートル	100,000円	13ミリメートル	95,238円
20ミリメートル	150,000円	20ミリメートル	142,857円
25ミリメートル	200,000円	25ミリメートル	190,476円
40ミリメートル	1,000,000円	40ミリメートル	952,380円
50ミリメートル	2,000,000円	50ミリメートル	1,904,761円
75ミリメートル	4,000,000円	75ミリメートル	3,809,523円
100ミリメートル	8,000,000円	100ミリメートル	7,619,047円
150ミリメートル	16,000,000円	150ミリメートル	15,238,095円

第24条関係

(料金)

(税抜き)

基本使用水量	基本料金			超過料金(1立方メートルにつき)		
	メーター口径	改正後料金	改正前料金	超過使用水量	改正後料金	改正前料金
各口径ともに 10立方メートルまで	13ミリメートル	765円	714円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	110円	95円
	20ミリメートル	920円	857円	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	130円	114円
	25ミリメートル	1,070円	1,000円	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	160円	133円
	40ミリメートル	4,130円	3,857円	50立方メートルを超える分	180円	152円
	50ミリメートル	7,800円	7,286円			
	75ミリメートル	15,250円	14,238円			
100ミリメートル	20,050円	18,714円				
150ミリメートル	39,600円	37,000円				
臨時	使用水量1立方メートルにつき			改正後料金 330円	改正前料金 285円	

第25条関係

文言修正。

第27条関係

端数調整の規定を追加。

【施行期日】

第5条及び第25条 令和6年4月1日

第24条及び第27条 令和6年7月1日

